

○名寄市立大学連携教育委員会規程

平成 25 年 1 月 9 日

改正 平成 28 年 3 月 16 日

平成 30 年 6 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 名寄市立大学教務委員会規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、名寄市立大学連携教育委員会（以下「委員会」という。）を設置し、名寄市立大学（以下「本学」という。）の連携教育の円滑な実施及び運営を図るものとする。

(業務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の連携教育の運営
- (2) 連携教育科目並びに科目担当者に関する検討、協議及び調整
- (3) その他本学の連携教育に必要な取り組み

(組織)

第 3 条 委員会は、栄養学科、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科及び教養教育部の教員各 1 名によって組織する。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、必要に応じて教員を委員会に加えることができる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。

(運営)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会の庶務は、事務局教務課教務係が行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。